

# 国立大学法人北海道教育大学

## 中 期 計 画

平成22年 3月31日 文部科学大臣認可

平成25年 3月29日 文部科学大臣認可

平成26年 3月31日 文部科学大臣認可

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 入学者受入の方針、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を確立し、明確な成績評価基準に基づいた教育を実施し、学位を授与する。
- 2 教養教育を改善し、入学前教育、補習教育、初年次教育とともに体系的に実施する。  
2-2 北海道地区の国立大学と連携し、教養教育を充実させる。
- 3 単位の実質化を実現するために、CAP制、GPA制度、シラバスの作成と活用、厳格な成績評価等の一体的運用を推進する。  
3-2 学長直轄の外部委員会を設置し、授業評価及び教育課程評価を行うことにより、北海道教育委員会等のステークホルダーと密接に協力し教育課程改革を促す仕組みを構築する。
- 4 学士課程において、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育、環境教育、小学校外国語活動、地域支援実践等、北海道の特色を活かしながら特色ある教育内容を重点的に推進するとともに、専門職学位課程及び学校臨床心理専攻を中心に、教育現場のニーズを反映した教育内容・方法を実現する。
- 5 本学独自の広域圏授業をはじめとするICT等を活用する教育方法を改善し、実践する。  
5-2 東京学芸大学、愛知教育大学及び大阪教育大学との連携を推進し、全国の教員養成教育の諸課題に対応するための機構を設置し、その下に活動拠点としてのセンターを置き、全国の教員養成系大学・学部との交流の拠点とする。  
5-3 教員養成課程の学生に実践的な指導力を修得させるための授業を、第3期から開講するため、次の取組を第2期中に完成させる。
  - ①附属学校等の授業分析を不断に行う等の課題解決型の授業を設計・構築する。
  - ②附属学校・拠点校等で実践的な指導法や学校の課題を学び、大学において理論的・分析的な省察を行い、実践的な学士論文につながる「卒業前実践研究(仮称)」を設計・構築する。  
5-4 第3期から教員養成課程の学生が、教育実習に必要な知識や技能を修得した上で教育実習に参加できるよう、「教育実習前知識・技能テスト(仮称)」を第2期中に完成させる。
- 6 質の高い入学学生を確保するために、現行入試制度全般を検証し、改善するとともに、学部・大学院の課程・学科・専攻に即したきめ細かい入試広報を実施する。

- 7 エデュケーション・カフェや出前授業等を通じて中・高校生の教育・研究への関心を喚起するなど、キャリア教育を支援するため中・高等学校との連携を深める。
  - 8 修士課程で秋季入学制度を導入し、大学院生の受入れに関して、現地での入学試験の体制、留学生が行うTA制度、日本語教育の体制を充実させるとともに、英語による授業・指導体制を導入する。
- 8-2 北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

### (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 9 課程・学科の人材養成の目的を達成するために、全学一体の教育組織の編制方針を定め、責任ある教育組織を構築する。
- 9-2 教員養成課程は、小学校教員養成や特別支援教育などを目的としたプログラムの編成にあたり、教科やキャンパスを越えて協力し、教職、教科教育、教科専門が一体となった教育体制を構築する。
- 10 教育活動の評価の利用を含め、全教員による授業改善の実施体制を充実させ、教育の質の恒常的改善を行う。
- 10-2 教員養成を担う教員の専門性向上のため、附属学校等を活用したFDプログラムを開発する。
- 11 ICTを活用できる環境及び自学・自習環境等、教育環境を整備する。
- 12 学生の自学・自習を推進するため、図書館の蔵書・学習環境等を整備し、学習支援の場としての図書館を充実させる。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 13 電子ポートフォリオの活用を含め指導教員(アカデミック・アドバイザー)による学習支援体制を充実させる。
- 14 授業料免除基準枠にとらわれず、必要に応じて学長裁量により、経済的理由から就学困難な学生を支援する。
- 15 課外活動等の学生の自主的な活動を支援する。
- 16 学生寮を整備し、管理運営体制を見直す。
- 17 学生の生活上及び心身の健康上の問題の解決に向けて、学生相談体制を充実させるとともに、教育大学生としての倫理観、遵法精神、人権侵害及び薬物使用の防止等に関する教育・広報活動を徹底する。
- 18 キャリア支援員による学生の就職支援や学生の就職意識向上のための施策を充実させ、指導教員(アカデミック・アドバイザー)による継続的な就職支援を行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### **(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

- 19 必要な資源を重点的に投入し、学校現場や地域の課題解決につながる研究プロジェクトを推進する。
- 20 「へき地・小規模校教育」をはじめ、「食育」、「環境教育」、「特別支援教育」に関する研究を重点的に支援して、本学の特徴的な研究を創造する。
- 21 小・中学校の理数科教育について、教育内容・方法を研究・開発し、その成果を現職教員研修など学校教育支援や国際協力に活かす。
- 22 研究成果の社会への還元のため、シンポジウム、研究成果報告会を開催するとともに、国際会議等の開催・出席に積極的に関わる。

### **(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- 23 学術研究推進室に、「研究支援コーディネータ(仮称)」を配置し、各種研究助成や研究動向に関わる情報、研究環境改善に資する情報等を専門的に収集して、本学の研究を推進する。
- 24 学術研究推進室が中期計画に関わる研究チームを統轄し、研究費を戦略的に配分して研究を推進する。
- 25 研究専念制度の活用を促進するため、研究時間確保や研究費支援等の方策と併せて制度の見直しを行い、必要に応じて改善する。
- 26 研究の質の向上のため、研究活動の自己点検評価を実施し、評価結果を踏まえて研究活動の見直しを行う。

## **3 その他の目標を達成するための措置**

### **(1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置**

- 27 「北海道地域教育連携推進協議会」を積極的に活用し、北海道の教育課題に、より具体的・継続的に取り組み、その成果を普及させるとともに、各校長会・教育関係団体との連携を推進する。
- 28 相互協力協定先や地域コンソーシアムとの活動を深め、学校支援・地域教育支援などの諸事業を展開し、社会貢献に関わる事業を体系化し、事業の成果を普及させる。
- 29 教員免許状更新講習を積極的に実施するとともに、教育委員会や他大学と連携し、北海道の教員免許状更新講習の連絡・調整において、積極的な役割を果たす。
- 30 へき地・小規模校教育、食育、小学校外国語活動などの学校教育の諸課題について、教育委員会や教育研究所、学校と協働して北海道の実情に応じた実践的な取組を展開する。

31 地域の教育・文化の拠点として、公開講座や出前授業、講師派遣やボランティアの派遣などに積極的に取り組むとともに、北海道教育委員会主催事業等の地域ぐるみの教育活動に積極的に参画する。

#### (2)国際化に関する目標を達成するための措置

- 32 「国際化推進基本計画」に基づき、留学生数を年間120人以上にすることを目指すとともに、学生の派遣、教育研究交流・国際会議を積極的に推進する。
- 33 文部科学省・JICA・JICE等と協力して、理数科教育を中心に国際協力事業を推進する。
- 34 海外研修など、教職員の英語力向上プロジェクトを推進する。

#### (3)附属学校に関する目標を達成するための措置

- 35 理事、校長等による「附属学校運営会議」をより機能的にし、学長のリーダーシップによるマネジメント体制を一層推進する。
- 36 大学と附属学校の連携を強化し、新任大学教員の研修の義務化など、大学教員のFD活動の場として附属学校を積極的に活用したり、大学と附属学校とが連携して行う研究活動を継続的に推進して成果を教育現場に還元する。
- 37 教育実習、教科教育学等に関して大学と連携し、学生の実践的な学びの体系化を推進するとともに、学生の実践的な学びの場としての役割を積極的に果たす。
- 38 国の拠点校として、先導的・実験的な教育・研究など国の教育政策を推進するとともに地域教育の「モデル校」として地域の教員の資質・能力の向上や教育活動の推進に寄与する。
- 39 国際交流・協力センターと協力して理数科を中心に国際協力事業を推進し、国際的に教育の向上に寄与する。

### II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置

#### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 40 中長期的な見通しのもと「財政計画」を策定し、全学的視点に立ち、評価を踏まえた効果的・効率的な予算配分を実施する。
- 41 学長裁量の教員枠を確保し、戦略的な教育研究に機動的に配置する。
- 41-2 学長のリーダーシップのもと、ガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育研究組織の再編成や学内資源の再配分等を戦略的・重点的に行うことで教育・研究・社会貢献の機能強化を進める。
- 41-3 学長を補佐する副学長等の権限と責任を検証し、それらを明確にするとともに、選任方法の見直しを行う。

- 42 教育組織の編制方針を基本としつつ、効率的・機動的な視点を踏まえた「教員配置・採用方針」を策定し、全学一体の教員組織を再構築する。
- 43 課程・学科について専攻・コースごとに教育成果を検証し、必要に応じて機動的な見直しを行う。
- 44 教員組織の再構築に合わせて、修士課程や専門職学位課程の専攻・専修・コースの在り方等の検討を行い、学校現場や社会状況、あるいは社会のニーズ等にも照らして、必要に応じた組織の見直しを行う。
- 45 連合大学院への参画、共同大学院の可能性等の検討を行い、博士課程の設置を目指す。
- 46 経営協議会外部委員の意見を汲み取る工夫をし、活性化に資する。
- 47 FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に能力開発に取り組む。
- 48 人事評価システムについて、検討課題を実証的に確認し、給与に反映させるシステムとして充実させる。
- 48-2 教育研究力の向上・改善を図るため、教職としての専門性向上への寄与を重視し、一定期間毎に実施して、結果を処遇に反映させる新たな教員評価制度を第3期から実施するため、開発に取り組む。
- 49 国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を目指し、女性教員を着実に増加させることにより、男女共同参画を推進する。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 50 事務処理の見直しに関する基本方針を策定し、合理化・効率化を推進する。
- 51 学長直轄の監査室による計画的な業務及び会計に関する監査を実施する。
- 51-2 北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 52 科学研究費補助金の申請率100%を目指し、採択件数を増加させるとともに、GP、受託・共同研究、公募型助成金等外部資金の増加に向けて取り組む。
- 53 「北海道教育大学教育支援基金」(平成18年から平成23年までの5年計画で1億円を目標)の募金活動を、同窓会及び商工会議所等の支援を受けて継続して行う。平成24年度以降は基金の在り方を含めて抜本的な見直しを図る。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 54 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

55 管理的経費に関し不断の見直しを行い、経費の削減を実現する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 56 施設・設備の使用状況を点検・評価し、必要かつ計画的な整備を実施して資産を有効活用する。

# IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 57 評価体制の整備を行い、評価に関する広報を充実させ、評価を大学諸活動と一体的に必然的な活動として実現する。
- 58 自己評価・外部評価及び認証評価を実施・受審し、大学運営の改善に資する。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 59 全学的な広報体制を再構築し、全学内で情報を共有する広報を推進し、大学運営に資する。
- 60 情報公開・情報発信体制を充実させ、社会への説明責任を果たすとともに、大学のブランド力を高める企画を推進して、地域における存在意義を高める措置を講ずる。

# V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

## 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 61 「北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」に基づき、環境負荷低減を推進する。
- 62 学生・教職員が快適に生活できるようにキャンパス環境を向上させるため、学生・教職員が協働して構内美化を進めるとともに、施設の整備を推進する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 63 「危機管理は日常から」を踏まえ、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指し、危

機管理体制を充実させる。

64 人権侵害防止に取り組み、教職員の行動規範を周知徹底するとともに、メンタルケアを含む安全衛生管理を強化する。

65 情報セキュリティ基盤を定期的、段階的に見直し、情報の安全性に対する新たな脅威に常に対応できる情報セキュリティ体制を整えるとともに、情報セキュリティに関する新たな教育プログラムを整備して利用者教育を実施する。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

66 監査機能の強化並びに公益通報者保護規則の周知徹底に取り組む。

## **VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画**

別紙参照

## **VII 短期借入金の限度額**

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

18億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## **VIII 重要な財産を譲渡し, または担保に供する計画**

○重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画

計画の予定なし。

## **IX 剰余金の使途**

○ 決算において剰余金が発生した場合は,

- 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	総額 246	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (246)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。  
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

### 2 人事に関する計画

#### ○ 人事に関する基本方針

- (1) 教員の配置について学長裁量枠を確保し、戦略的な教育研究に機動的に配置する。
- (2) 教員人事について、効率的・機動的な視点を踏まえた「教員配置・採用方針」を策定し、全学一体の教員組織となるよう人事を進める。
- (3) FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に教職員の能力開発に取り組む。
- (4) 人事評価システムについて、検討課題を実証的に確認し、給与に反映させるシステムとして充実させる。
- (5) 教員の採用に際しては、女性の採用を積極的に推進する。
- (6) 学校で指導経験のある優れた人材の配置等教員の多様性と質の確保を図ると共に、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な業績評価体制を整備し、本学の特性を踏まえた年俸制を導入・促進する。。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 43,852百万円（退職手当は除く）

### **3 中期目標期間を超える債務負担**

なし

### **4 積立金の用途**

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
  - ① 札幌校「紫藻寮（男子寮）」ほか全9学生寄宿舎整備の一部
  - ② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務